

栗島開発総合センターのご使用を希望される方へ

栗島開発総合センターのご使用について

令和7年4月1日より栗島浦村開発総合センターの使用に関する規則を新たに制定しました。当施設の使用について、下記のとおりお知らせします。

1. 使用対象者

下記の使用の制限または禁止される場合を除き全ての方がご使用いただけます。

2. 使用の制限または禁止される場合

- (1) 施設に設備を施すまたは施設を変更する場合は使用できません。
- (2) 建物及び設備を損傷する場合は使用できません。
- (3) 危険物、悪臭のするものなど、その他ほかの使用者に対し迷惑となる物品を持ち込む場合は使用できません。
- (4) 伝染病患者その他他人に対し不快感を与える場合は使用できません。
- (5) 不正な手段により条例、規則に違反して許可を受けた場合は使用できません。
- (6) 村が緊急に使用しなければならない事由が生じた場合は使用できません。
- (7) 指定した場所以外で飲酒または火気を使用した場合は使用できません。
- (8) 騒音または大声を発する等ほかの使用者に対し迷惑を及ぼす行為をした場合は使用できません。
- (9) そのほか村長が使用を不適當とした場合は利用できません。

3. 使用時間・使用部屋・使用区分

使用時間

午前8時 30 分から午後 10 時まで

使用部屋

2階	3階
・娯楽室	・研修室
	・大会議室
	・小会議室
	・宿泊室 301 号室
	・宿泊室 302 号室

使用区分

(午前) 午前 8 時 30 分～午後 1 時

(午後) 午後1時 ～午後5時

(全日) 午前 8 時 30 分～午後5時

(夜間) 午後 5 時～午後 10 時

※宿泊室を除き、区分単位での使用となります。

4. 使用申請～使用当日

使用申請

使用の申請は粟島浦村役場の窓口から行うことができます。

産業振興課 商工観光係へお声がけください。

申請にあたっては、使用許可申請書を記入して頂く必要があります。

[申請許可申請書](#)

※ネット、電話での申請は受付ておりません。

窓口取扱日および取扱不可日

取扱時間:取扱不可日を除く日の午前8時 30 分～午後5時00分

取扱不可日:土日、祝日、休日、12 月 29 日～1月3日

使用当日

粟島浦役場の窓口へお越しください。使用施設の鍵をお渡しします。

窓口取扱不可日に使用される場合は、不可日前の取扱日にお越しください。

6. 申請受付開始日

使用日の6ヶ月前から1週間前

7. 使用料

使用には各部屋の使用料が必要です。

ただし、使用目的によって減額又は免除される場合があります。

[使用料一覧表](#)

[減免条件一覧表](#)

粟島浦村 産業振興課 商工観光係

TEL:0254-55-2111

FAX:0254-55-2159